

我孫子市立布佐小学校いじめ防止基本方針

平成26年3月 策定

平成26年5月 施行

平成28年6月 改訂

いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

1 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。「いじめほどの学校・学級でも起こりうるものであり、いじめの問題に無関係ですむ児童はいない。」という基本認識に立ち、すべての児童が安全で安心して学校生活を送る中で、様々な活動に意欲的に取り組み、一人一人の個性や能力を十分に伸張することができるよう、いじめのない学校づくりに全力で努めていかなければならない。

本校では、家庭、地域社会、関係諸機関との連携のもと、いじめの未然防止及び早期発見に取り組み、いじめがある場合は適切かつ迅速にこれに対処するため、いじめ防止基本方針を定める。

○ いじめ防止のための教職員の資質向上と保護者への啓発

いじめ防止のためには、教職員がいじめを絶対に許さない確固たる信念を持ち、いじめを鋭く見抜き、いじめを防止するための具体的な行動をとるための判断力や指導力を高めなければならない。そのため、教職員の資質の向上に向けた適切な研修等を計画的に行う。

また、いじめ防止においては、保護者の理解と協力を得て連携して取り組むことが重要である。保護者に対し、いじめを防止することの重要性について理解を深める啓発を行うとともに、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるよう必要な啓発を行う。

2 いじめの未然防止のための取り組み

いじめを防止するには、すべての児童がいじめに巻き込まれる可能性があるものとして全員を対象に事前の働きかけ、すなわち未然防止の取組を行うことが最も有効な対策である。そのためには、児童一人一人の自己有用感を高め、認め合える風土を醸成していくこ

とが大切であるため、以下の事項に重点的に取り組む。

- (1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりの推進
 - ・合い言葉に「みんななかよく」を掲げ、弱い者いじめやひきょうなふるまいをしない、見過ごさないことに組織的に取り組む。(いじめゼロ宣言・教室に掲示)
- (2) 生徒指導の機能を活かした授業の推進
 - ・わかる授業づくり・・・「すべての児童が参加・活躍できる授業」
 - ・自分の意見を発表し合える場面設定　・授業評価アンケートの実施など
- (3) 人との関わり方を身につけるためのトレーニング活動の推進
 - ・ソーシャルスキルトレーニング、豊かな人間関係づくり実践プログラムの推進
 - ・学級集団づくり
 - ・話し合い活動、学級会活動の充実　・居場所づくり、絆づくり
- (4) 人とつながる喜びを味わう体験活動の推進
 - ・社会体験、自然体験、交流体験の充実
 - ・豊かな体験活動の設定　・6年間を見通した体系的・計画的な実施
 - ・児童会活動の充実
 - ・学校行事の主体的な運営　・なかよし活動での異学年交流の充実　・委員会活動の充実
- (5) 人権学習、道徳教育の推進
 - ・一人一人のよさや違いを認め合える学習　・「いじめ」の本質や構造の理解

3 いじめの早期発見、早期対応のための取り組み 『手立てを最優先に！』

早期発見の基本は、児童のささいな変化に気づくこと、気づいた情報を確実に共有すること、情報に基づき速やかに対応することである。そのためには、教職員がこれまで以上に意識的に児童の様子に気を配り、いじめを見抜く目を養うことが重要である。併せて定期的な面談や各種調査を併用する。なお、調査結果等の分析に基づく効果的な対応と検証を行うものとする。

- (1) 朝・帰りの会や授業中などの観察
 - ・健康観察時における声、表情　・健康観察、保健室等での様子
- (2) 生活行動アンケートの実施
 - ①学校独自のアンケート調査（学期1回　道徳の時間）
 - ②我孫子市いじめアンケート（年2回　6月　11月）
- (3) QU による学級生活状況調査
 - ・年間2回実施（5月、11月）
- (4) 個人面談の実施
 - ・教育相談の実施（每学期　6月　10月　2月）
- (5) 目安箱の設置　・校長室前　・相談室前

4 いじめ問題に取り組むための校内組織

① 生徒指導部会

② いじめ防止対策委員会

いじめ防止等に組織的に対応するため、いじめ防止対策委員会を設置し、基本方針に基づく取組の実施、進捗状況の確認、定期的検証を行う。必要に応じて委員会を開催する。

<校内構成員> ○校長 ○教頭 ○生徒指導主任 ○学年主任

○養護教諭 ○教育相談担当

○その他関係職員（人権教育主任、担任等）

<校外構成員> ○我孫子市顧問弁護士 ○精神科医 ○学識経験者 ○心理や福祉の専門家 ○カウンセラー ○教育委員会 ○関係機関の助言者等

5 いじめ防止対策年間計画〈別紙1参照〉

6 いじめに対する具体的な措置 『鍵は即時対応と組織的対応』

独自の判断は禁物！ 素早く対応！

「様子を見よう。」「悪ふざけだろ。」「単なるけんかだろう。」…の考えは捨てる。

- ・「いじめは絶対に許されないもの」との認識に立つ。
- ・「早期かつ即時対応」と「組織的対応」の認識に立つ。
- ・「いじめられている子どもの側に立つ」ことを大前提にして判断する。
- ・「小さな芽を小さいうちに摘む」ことを重視する。

(1) いじめ認知後の流れ

① 速やかな報告の徹底

- ・担任、現状目撃者等の情報受信者 → 担任、学年主任等 → 教頭 → 校長 のルートで情報や状況を直ちに報告する。
- ・情報受信者を中心に直ちに「いじめ発見報告書」を作成する。教頭へ提出する。
- ・教頭により、第1時緊急対応会議を招集し、報告書の内容を周知する。

<報告書の内容>

○日時 ○場所 ○被害児童 ○加害児童 ○内容・状況 ○情報受信者

② 第1次緊急対応会議

〈第1次緊急対応会議〉当該児童に聞き取りする前に事実確認を進めるための会議

(1) 構成人員

- 校長 ○教頭 ○生徒指導主任 ○担任 ○学年主任と学年教員
- 養護教諭 ○教育相談担当など

(2) 資料

- ・いじめ発見報告書
- ・被害・加害児童の家庭環境調査票

(3) 会議内容

①事実確認のための必要事項

- ・いじめの状況（日時・場所・人数・様態等）
- ・いじめの動機や背景 ・時系列での事実の把握
- ・被害児童と加害児童の家庭環境や日頃の言動や性格、その特徴
- ・本件について家庭が知っていること
- ・教職員や周辺児童が知っていること
- ・これまでの問題行動等

②事実確認の計画

- ・事実確認のための役割分担
- ・被害児童への聞き取り ・加害児童への聞き取り
- ・周辺児童への聞き取り ・該当児童保護者への連絡

③事実確認の実施 → 【第1次緊急対応会議における聞き取り票】

(1) 被害児童への聞き取り

- ・教職員は、被害者の視点に立ち、「味方」となって支える立場で接する。
- ・いじめられていることを語りたがらない場合は、時間を重ねていくことを考慮し、性急にならずに気持ちに寄り添って話を聞く。

(2) 加害児童への聞き取り

- ・いじめを行っている時の気持ちなどについて話をさせる。
- ・いじめと感じていなかったり、認めようとしなかったりする場合は、威圧的にならず、受容的に聞く。
- ・「いじめは絶対許されない行為」として、けんか両成敗的な指導はしない。

(3) 周辺児童への聞き取り

- ・事実を確認するこの段階では、周辺児童の行動に対する善悪の判断はしない。
- ・内容に矛盾がないかどうか慎重かつ多面的に検討し、事実を明らかにする。
- ・事実確認終了後、時と場を考慮して必要な指導を行う。

(4) 被害児保護者、加害児保護者に対して

- ・保護者とは直に会って面談を行う。
- ・保護者の立場や心情に十分に配慮し、現状と今後の具体的な対応説明する。
- ・保護者の心配していることを明らかにして、終息に向けた今後の見通しについて説明していく。

- ・校長 → 教頭 → 生徒指導主任→全職員 のルートで確認事実を周知する。

(2) 組織的対応について

①第2次緊急対応会議

〈第2次緊急対応会議〉 具体的な指導方針や指導体制、対応策の決定と実践

(1) 指導方針及び指導体制の決定

- ・第1次緊急対応会議のメンバーで具体的な指導方針と対応策を決定
- ・被害児童、加害児童、周辺児童、両保護者への指導方針と具体的対策を決定し、担当を明らかにする。
- ・実際の対応 → 【対応記録票に記録】

①被害児童への対応班

→学年主任、担任、養護教諭、教育相談担当

②加害児童への対応班

→学年、担任、生徒指導主任（教育相談担当）

③周辺児童への対応班 全部の班で、いじめ

→学年主任、学年、教頭

④当該児童保護者への対応班

→教頭、学年主任（担任）

※いじめの解消を確認するまで対応を継続する。

○被害児童対応班

- ・つらさや苦しさに共感的理解を示す。また、いじめ防止への強い姿勢を伝える。
- ・具体的な解決策や加害児童の指導対応などを知らせ、不安や心配を除く。
- ・いじめ解決まで、学校全体で擁護することを伝える。また、今後の支援を約束する。
- ・自分の保護者や加害児童に対するはたらきかけについて、意思を尊重して進める。

○加害児童対応班

- ・行った行為やいじめの意図等について、中立の立場で冷静に確認する。
- ・グループへの対応の場合は、個別指導と並行して、共通理解を持って聞き取りする。
- ・いじめ根絶に向けた心の涵養を図り、再発することがないような心を育てる。
- ・きちんとした謝罪とその方法、今後の決意を明らかにさせる。
- ・長所を意識させ、それを生かす生活の在り方や考え方について確認する。

○被害児童保護者対応班

- ・確認した事実関係を正確に伝える。必要な場合は、学校としての謝罪を行う。
- ・再発防止策、支援方針、今後の対応について、具体的に説明し不安を除く。
- ・学校と家庭の今後の対応について、共通理解を持つ。

○加害児童保護者担当班

- ・確認した事実関係を正確に伝える。
- ・今後の学校としての対応について説明し、共通理解を得る。
- ・謝罪について相談の上、確認する。

★全て、時系列で、記録を取る。また、複数で対応することを原則とする。

★完全ないじめ解消を、全ての班、全教職員で確認する。

〈ネットいじめへの対応〉

ネット上に本校及び本校児童に係る不適切な書き込み等（名誉棄損、プライバシー侵害、誹謗中傷等）を発見した場合は、直ちに削除する措置をとる。児童の生命や財産等に重大な被害が生じる恐れがある時は、直ちに布佐駅前交番、我孫子警察署に通報し、適切な支援を求め。市教育委員会に報告するとともに、布佐中、南小・近隣小学校にも連絡を入れる。

情報セキュリティポリシーに係る学習会を、児童と保護者に実施し、情報モラル教育を進める。児童に対しては、第5学年の学習において、保護者に対しては、PTAと連携して、最新のネット社会の現状と課題を伝えていくようにする。

○いじめ対応の留意点

- ① いじめを発見した場合は、まず、被害児童の安全を確保するとともに、校長に報告。
- ② 校長は、いじめの報告を受けた場合は、いじめ防止対策委員会を招集し、適切な役割分担を行い、被害児童のケア、加害児童等関係者の聞き取り等を行い、その後の対応方針を決定する。
- ③ いじめられた児童のケアは、養護教諭や教育相談担当、その他専門的な知識のある者と連携した対応を図る。
- ④ いじめが確認された場合は、被害・加害児童ともに保護者に事実関係を伝え、保護者への助言を行いながら家庭と連携を図り問題の解決にあたる。また、事実確認により判明した情報は適切に提供する。
- ⑤ 校長は、必要があると認めるときは、いじめを行った児童についていじめを受けた児童が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等、いじめを受けた児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を取る。
- ⑥ 校長は、児童がいじめを行っている場合に教育上必要があると認めるときは、学校教育法第十一条の規定に基づき、適切に、当該児童に対して懲戒を加える。
- ⑦ いじめの問題への対応は、いじめの問題を自分たちの問題として受け止め、主体的に対処できる児童の育成をめざしたものとする。

(3) 重大事態発生時の対処

【いじめによる重大事態】

- ・当該児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いが認められたとき
 - ・当該児童が相当の期間（年間30日を目安とする）学校を欠席することを余儀なくされているとき
 - ・児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき
- <重大事態と想定されるケース>

- ① 児童が自殺を図った場合
- ② 身体に重大な傷害を負った場合
- ③ 金品等に重大な被害を被った場合
- ④ 精神性の疾患を発症した場合

(1) 調査組織の設置と調査の実施

- ・本校第1次緊急対応会議のメンバーを母体に、我孫子市教育委員会の支援と協力を仰ぐ。
- ・具体的な調査組織の構成員については、我孫子市教育委員会の指示を仰ぐ。
(弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家、カウンセラー等)

(2) 校内の連絡と報告体制について

- ・校内における連絡・報告体制は、第1次緊急対応会議の報告体制及び「緊急対応マニュアル」に従って実施。

(3) 重大事態の報告

- ・重大事態の事実関係、その他の必要な情報等について、直ちに我孫子市教育委員会に報告する。

(4) 外部機関との連携

- ・我孫子市教育委員会の指示のもとに、我孫子警察署、児童相談所等との連携を図る。
- ・指示のもとに、事実関係の調査や事後対応、発生の防止等について具体的な対応を行う。

7 教育相談体制と生徒指導体制について

(1) 教育相談の基本的な考え方と活動計画

- ・児童へのアンケート等による日頃からの情報収集を重視する。
- ・教育相談担当は、とらえられたいじめ案件の相談を行う。
- ・教育相談担当は、必要な場合は、本校のいじめの防止対策会議へ引き継ぎを行うとともに、定期的な情報の報告を行う。

(報告窓口：教頭 → 生徒指導主任へ)

(2) 生徒指導の基本的な考え方と活動計画

- ・日頃の学習や学校生活の充実を第一に考える。
- ・とらえられた問題場面や学校課題へは、即時に対応する。また、全職員へ案件を周知する。
- ・「布佐小のきまり」に基づき、児童へ統一された指導を行う。
- ・問題場面や学校課題が解決された場合は、その終息を全教職員で確認する。
→職員会議、毎週の打合せ、臨時の職員集会等を活用
→事案により、校長、教頭、生徒指導主任等から報告

8 校内研修

(1) いじめに関する研修の基本的な考え方

- ・児童の道徳性や道徳的な実践力の向上に係る研修を大切にする。
- ・PTAとも連携し、児童の発達課題や成長、家庭教育の在り方等に関する研修機会の場を設定する。
- ・児童一人一人が認め合い高め合えるような授業実践に係る研修機会の場を設定する。

(2) 具体的な取組

- ・いじめの理解、本校のいじめ発見や組織的な対応の在り方、本方針の周知を目的とした研修会を年度当初に行い、教職員の共通理解を図る。
- ・児童一人一人が認め合い、高め合えるような授業実践に係り、講師を招聘して研修会を実施する。

9 学校評価

(1) いじめ問題への対応と評価の基本的な考え方

- ・児童に対しては、自分の学校生活をふり返って、定期的に学習や学校生活における心の在り様を中心にアンケート調査を行うようにする。その際は、分かりやすい設問の設定を心がける。
- ・保護者に対しては、授業参観や学校行事等の来校時にアンケート調査を行うなど定期的な評価を位置付け、広く、こまめに情報を得るようにする。
- ・教職員に対しては、日々の教育実践と児童への向き合い方について聞き、課題となる事項をとらえ改善に取り組めるようにする。
- ・学校評価等を通して得た情報のうち、緊急性のある事案については即時に対応し、改善を図る。

(2) 家庭や地域との連携

- ・学校だより等で学校評価の分析結果やいじめに係る実態を広報するとともに、学年だより、学級だより等で、いじめとその防止と対応に係る学校の考え方や方針を伝えるようにする。

- ・家庭や地域よりいじめの情報があった場合には、いじめ防止対策会議を機能させ、事実関係把握と早期解決に向けた対応を行う。

(3) P D C Aサイクルによるいじめ防止に係る学校体制の推進

- ・本方針に基づく評価を定期的に行い、計画、実行、検証、計画の見直しを行う。
- ・短期評価 → 毎月の定期的な児童アンケートや情報交換などに基づき、児童の実態や対応体制等を確認、改善
- ・中期評価 → 学期毎に、児童へのアンケート調査、教職員による取り組み評価アンケート調査を実施し、各期間の実態や変容をとらえ対応や体制等を改善 個人面談や学校評価等で得られた情報を分析して改善
- ・長期評価 → 中・短期評価をもとに、次年度のいじめ関連方針等を精査、改善

10 その他

(1) ゆとりを持ち、児童と向き合える時間の創出

- ・本校の教育活動や校務内容の精選を図り、児童と対話ができる時間、児童の指導改善に役立つ時間を創出することに努める。
- ・一部の教職員に職務が偏ったりしないように、分掌の適正化を図る。

(2) 教師力の向上

- ・「学習指導力」「生徒指導力」「特別支援教育力」の向上を念頭に置き、日々の研鑽に努める。
- ・めあてと付きたい力を明らかにして、日々の授業と生徒指導に取り組む。
- ・日々の実践を謙虚にふり返り、常に改善を図る。

(3) スポーツ少年団等との連携

- ・スポーツ少年団での活動も、児童の健全な成長に大変役立つこととしてとらえ、本校スポーツ少年団本部や各団の関係保護者をとおして連携や共通理解を図る。
- ・問題となる事案が発生した場合は、速やかに報告していただくよう、窓口を教頭とし、校内の場合と同様に対応していく。

(4) 町内会や子ども会等との連携

- ・子ども育成会主催の球技大会やドッジボール大会、地区の夏祭り等の行事への積極的な参加を促し、異学年交流、異世代交流が円滑に行えるよう支援する。
- ・問題となる事案が発生した場合は、速やかに報告していただくよう、窓口を教頭とし、校内の場合と同様に対応していく。

別紙1 年間を見通したいじめ防止指導計画について

いじめの未然防止や早期発見のために、学校全体で組織的、計画的に取り組むために、年度当初に組織体制を整えると同時に、年間の計画を立てて、学校全体でいじめの問題に取り組む。

児童が主体となった活動

- 異学年交流の実施 通年 「なかよし活動」
- 学級活動などでの話し合い活動の実施 通年

教職員が主体となった活動

- 一人一人の実態に応じたわかる授業の展開 通年
- 校内の授業研究会の実施 職員研修計画による
- 教育相談週間の設定 6月、10月、2月
- 教科や学級活動等を中心にした道徳教育や情報モラル教育の時間設定 通年
- PTA総会での学校の方針説明 4月
- 学校だよりを活用したいじめ防止に係る啓発 適宜
- 参観日の懇談における話題提供と話し合い

いじめ早期発見の活動

- 児童の発する具体的なサインの作成と共有 ※別紙2、3参照
- 教育相談週間の設定 6月、10月、2月
- 学校独自のアンケートの実施 学期1回
- 市一斉のアンケートの実施 6月、11月
- QU検査 5月、11月
- 職員会議での情報の共有 通年
- 進級時の情報の確実な引き継ぎ 年度末
- 過去のいじめ事例の蓄積 通年

※計画を作成するに当たっては、教職員の研修や児童への指導、地域や保護者との連携などに留意し、総合的にいじめ対策を推進していく。

別紙 2

1 いじめられた児童のサイン

いじめられた児童は自分から言い出せないことが多い。複数の教職員が、複数の場面で児童を観察し、小さなサインを見逃さないことを大切にする。

★ 朝の会

- 遅刻・欠席が増える。その理由を明確に言わない。
- 教職員と視線が合わず、うつむいている。
- 体調不良を訴える。
- 提出物を忘れたり、期限に遅れたりする。
- 担任が教室に入室後、遅れて入室してくる。

★ 授業中

- 保健室・トイレに行くようになる。
- 教材等の忘れ物が目立つ。
- 机周りが散乱している。
- 教科書・ノートに汚れがある。
- 教職員や児童の発言などに対して、突然個人名が出される。

★ 休み時間等

- 持ち物にいたずらをされる。
- 給食を教室の自分の席で食べない。
- 用のない場所にいることが多い。
- ふざけ合っているが表情がさえない。
- 衣服の汚れ等がある。
- 一人で清掃している。

★ 放課後等

- 慌てて下校する。または、用もないのに学校に残っている。
- 持ち物がなくなったり、持ち物にいたずらされたりする。

2 いじめた児童のサイン

いじめた児童がいることに気が付いたら、積極的に児童の中に入り、コミュニケーションをとり、状況を把握する。

- 教室等で仲間同士で集まり、ひそひそ話をしている。
- ある児童にだけ、周囲が異常に気を遣っている。
- 教職員が近づくと、不自然に分散したりする。
- 自己中心的な行動が目立ち、集団の中心的な存在の児童がいる。

別紙3

1 教室でのサイン

教室内がいじめの場所となることが多い。教職員が教室にいる時間を増やしたり、休み時間に廊下を通る際に注意を払ったりするなど、サインを見逃さないようにする。

- 嫌なあだ名が聞こえる。
- 席替えなどで近くの席になることを嫌がる。
- 何か起こると特定の児童の名前が出る。
- 筆記用具等の貸し借りが多い。
- 壁等にいたずら、落書きがある。
- 机や椅子、教材等が乱雑になっている。

2 家庭でのサイン

家庭でも多くのサインを出している。児童の動向を振り返り、確認することでサインを発見しやすい。以下のサインが見られたら、学校との連携が図れるよう保護者に伝えておくことが大切である。

- 学校や友人のことを話さなくなる。
- 友人やクラスの不平・不満を口にすることが多くなる。
- 朝、起きてこなかったり、学校に行きたくないと言ったりする。
- 電話に出たがらなかったり、友人からの誘いを断ったりする。
- 受信したメールをこそこそ見たり、電話におびえたりする。
- 不審な電話やメールがある。
- 遊ぶ友達が急に変わる。
- 部屋に閉じこもったり、家から出なかったりする。
- 理由のはっきりしない衣服の汚れがある。
- 理由のはっきりしない打撲や擦り傷がある。
- 登校時刻になると体調不良を訴える。
- 食欲不振・不眠を訴える。
- 学習時間が減る。
- 成績が下がる。
- 持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きされたりする。
- 家庭の品物、金銭がなくなる。
- 大きな額の金銭を欲しがる。